

長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告について

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』が平成21年6月4日に施行されました。

この法律に規定されている長期優良住宅を新築した場合は、従来の減額期間〔戸建て3年間、マンション（3階以上の耐火住宅・準耐火住宅）5年間〕を2年間延長し固定資産税が軽減されます。この制度を利用する場合は、税務課資産税グループに申告が必要になります。

長期優良住宅に該当しない新築の方については、申請する必要はありません。

対象家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成22年3月31日までに新築された長期優良住宅 ・併用住宅の場合にあっては、人の居住の用に供する部分の床面積が当該床面積の2分の1以上である住宅 ・住宅部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下（一戸建て以外の賃貸住宅の場合は、40平方メートル以上） 	
減額期間	一般住宅	新築後 5年間（従来の減額期間は3年間）
	マンション（3階以上の耐火住宅・準耐火住宅）	新築後 7年間（従来の減額期間は5年間）
減額の内容	居住部分の床面積が120平方メートルまでの固定資産税額が2分の1に減額されます。 都市計画税は減額の対象となりません。 120平方メートルを超える部分については減額されません。	

●申告方法

認定長期優良住宅にかかる固定資産税減額申告書及び長期優良住宅の認定通知書の写しを平成22年1月31日までに税務課資産税グループへ提出してください。

固定資産税減額申告書は、市ホームページからダウンロードできます。税務課にも置いてあります。

長期優良住宅の認定通知書は、栃木県住宅課にて発行されたものとなります。

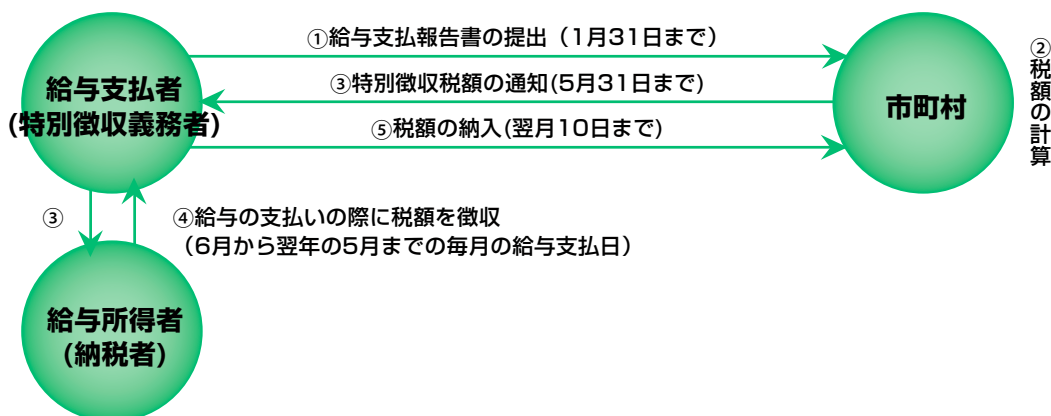
「長期優良住宅関係情報」については、栃木県住宅課のホームページ

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/town/jyuutaku/jyuutaku/tyoukiyuuryoujyuutaku.html>) をご覧ください。

問い合わせ先 税務課 資産税グループ (40-5554内線2421、2422、2423)

給与所得者の個人市県民税は、給与支払者が徴収することになっています

給与所得者の個人市県民税については、地方税法の規定により、給与支払者(事業者)が、給与の支払をする際に、毎月徴収して、市町村に納入しなければなりません。【特別徴収制度】



所得税は給与から源泉徴収されているけれども、個人市県民税は徴収されていないということはありませんか。このような場合には、県税事務所の協力を得て、個人市県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者(事業者)に指導をさせていただくことがあります。

問い合わせ先 税務課 市民税グループ ☎40-5554